

No.	対象資料	対象箇所	質問内容	回答
1	提案競技説明書	P1	2 提案競技に付する事項	次年度以降の特命随意契約について、システム要件や委託仕様に大きな変更はない理解でよろしいでしょうか。
2	提案競技説明書	P1	4 この提案競技に参加する者に必要な資格	(2)に「競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間があるものでないこと」と記載があるが、受けていないことを証明する資料は必要でしょうか。
3	提案競技説明書	P2	4 この提案競技に参加する者に必要な資格	(9)業務において外部サービスを利用する場合は、別紙6 外部サービス利用要件確認票の要件を満たしていることにおいて、「6-1-1-10 総合行政ネットワークASP登録及び接続資格審査要領」による審査が受理され、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）の「LGWAN-ASPサービス（ホスティングサービス）」に登録されているサービスも外部サービスに含みますでしょうか。 ※工事情報共有システム要件書 P3 7. 1 外部サービスの利用要件 クラウドサービス等の外部サービスを利用する場合は、「外部サービスの利用要件確認票」（別紙6）の全ての要件を満たしていることを、契約書、約款、公開資料その他サービス事業者及び受注者からの提供資料により確認できるものとする。も同じく。
4	提案競技説明書	P2	5 提案競技参加申請の方法	4月1日付けで役員交代があり、更新版の登記事項証明書の入手が提出期限に間に合わない場合、②登記事項証明書と⑦役員名簿（別紙5）の記載内容に乖離があっても問題ないでしょうか。または、提出締め切り後に②登記事項証明書の差し替えは可能でしょうか。
5	提案競技説明書	P4	8 提案書の提出 (1) 提案書に記載すべき事項	提出するDVDに指定はありますか（通常のDVD-Rで良いですか）。 DVDに保存するデータは1ファイルPDFとすれば良いですか。
6	提案競技説明書	P4	8 提案書の提出 (1) 提案書に記載すべき事項	受注者に負担していただく情報共有システムのシステム利用料の準備（月額）は経済情勢などが変更しても据え置く必要がありますか。
7	提案競技説明書	P4	8 提案書の提出 (1) 提案書に記載すべき事項	当社の情報共有システムは契約終了後、電子成果品のデータ整理・修正などのために、一定期間無料で利用できます。この無料期間分を「提案書」の「1. 見積額」の「数量」から想定される月数を引いて計算しても良いですか。 (例：令和7年度工事100件、平均工期5カ月で契約終了後1カ月無料の場合) 利用期間「数量500カ月」を「数量400カ月」で利用料を計算する。 ※延べ利用期間500カ月-無料利用期間分100カ月=400カ月に調整
8	提案競技説明書	P4	8 提案書の提出 (1) 提案書に記載すべき事項	次の項目以外の国土交通省機能要件を情報共有システム付随機能として記載することになりますか。それとも同機能要件以外でASPベンダーの独自付随機能及びサービスがあれば記載するというのでしょうか。 ・書類管理機能における課題に対する提案 ・LGWAN-ASP における無害化対象ファイルの種類
9	提案競技説明書	P5	8 提案書の提出 (2) 評価項目及び配点	各配点の評価方法はどのようにされますか。各社の相対評価でしょうか。 例：価格 1番目低料金 20点 2番目同 15点
10	提案競技説明書	P5	8 提案書の提出 (2) 評価項目及び配点	採点方法は、提案の順位に応じて、例えば1位に20点、2位に10点、3位に5点といったように、あらかじめ点数が割り振られるのでしょうか。
11	提案競技説明書	P5	8 提案書の提出 (2) 評価項目及び配点	それとも、各提案の内容を個別に評価いただき、その結果に基づいて加点の幅が変動するのでしょうか。
12	提案競技説明書	P5	8 提案書の提出 (2) 評価項目及び配点	(1)提案書に記載すべき項目に関して、サービスの一環としてのセキュリティレベル向上などの企業努力（例えば27017等）は評価の対象となりうるのででしょうか。
13	提案競技説明書	P5	8 提案書の提出 (2) 評価項目及び配点	①見積額については数値のみの評価でしょうか。それとも、内容も含めた総合的な評価でしょうか。
14	提案競技説明書	P5	8 提案書の提出 (2) 評価項目及び配点	「1. 見積額」「③システム利用料」の単価は各年度ごとに違っていても問題ないでしょうか。 また、複数年度にまたがる工事の利用があった場合、単年度単価を適用して良いですか。 (例) 令和7年4月に情報共有システムを申込、同8年12月に利用終了する場合は、令和7年度の単価を適用して良いですか。
15	提案競技説明書	P5	8 提案書の提出 (2) 評価項目及び配点	「見積額」の採点については、貴市負担分と工事受注者負担分それぞれに採点されるのでしょうか。それとも貴市負担分と工事受注者負担分の合計金額に対してのみ採点されるのでしょうか。 「福岡市におけるサービス提供実績（工事）」の評価項目についてです。 貴市のホームページでは、利用可能なASPを指定されています。そのため実績がある業者は限られます。 (https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/business/koukyoukouji/kouziki/jun/work-style/documents/R051001_03_bep.pyou.pdf) 利用可能なASPが指定されている中で、「福岡市におけるサービス提供実績（工事）」の評価項目は、公平性を欠くものと考えます。 従いまして、貴市発注工事における提供実績以外で、本調達のポイントとなるLGWAN-ASPとしての提供実績も評価対象としていただけないでしょうか。 また同時に、貴市発注工事における提供実績以外でも、利用申込者の住所が貴市内もしくは福岡県内の利用実績も、評価対象としていただけないでしょうか。
16	提案競技説明書	P5	8 提案書の提出 (3) 提案書様式、体裁	①提案書のひな形のフォントなど変更可能でしょうか。 イラストやキャプチャ、挿絵などの装飾は入れてよいでしょうか。
17	提案競技説明書	P5	8 提案書の提出 (3) 提案書様式、体裁	提案書に画像データを入れても問題ないでしょうか。 その際に商品ロゴなどが表示されても良いですか。
18	提案競技説明書	P5	8 提案書の提出 (3) 提案書様式、体裁	提案書で使用する文字やフォントに制限はありますか。
19	提案競技説明書	P5	8 提案書の提出 (3) 提案書様式、体裁	提案資料に写真や画面キャプチャなどを入れても良いでしょうか。
20	提案競技説明書	P6	9 デモ環境の提供	システムデモは他の提案者には非公開でしょうか。
21	提案競技説明書	P6	9 デモ環境の提供	システムデモでは操作や機能説明を指定されますか。またそれ以外の説明もしても良いでしょうか。
22	提案競技説明書	P6	9 デモ環境の提供	当日のデモに情報共有システムの操作サポートとして同席する人数制限はありますか。
23	提案競技説明書	P6	9 デモ環境の提供	検査用データのダウンロードはインターネット環境により時間がかかることがあるため、事前にダウンロードデータとして保存して当日閲覧していただくことは可能ですか。
24	提案競技説明書	P6	9 デモ環境の提供	当日に情報共有システムのデモを進める際に資料を配布することは可能ですか。
25	提案競技説明書	P6	9 デモ環境の提供	15分間予定されている「システムに関するプレゼンテーション」は、資料を用いたプレゼンテーションでしょうか。 またその場合、提案書とは別資料の準備が可能でしょうか。
26	提案競技説明書	P6	9 デモ環境の提供	(2) 審査時間について60分を超えた場合や余った場合、評価減点になりますか。
27	提案競技説明書	P6	9 デモ環境の提供	(3) 進め方で15分間のシステムプレゼンに関する資料の配布は可能でしょうか。また配布資料は評価対象になりますか。

No.	対象資料	対象箇所		質問内容	回答
28	提案競技説明書	P6	9 デモ環境の提供	(3)進め方でデモ環境に提案内容のシステム改修は必要でしょうか。	必要ありません。国土交通省が定める「情報共有システム機能要件」と同等の機能で実施します。
29	提案競技説明書	P6	9 デモ環境の提供	(3)提案者はインターネット環境。審査員はLGWAN環境という認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、審査日においてLGWAN環境でデモができない場合は、審査員もインターネット環境で行います。
30	提案競技説明書	P6	9 デモ環境の提供	大画面モニターにパソコンを接続して、情報共有システムのデモを行うことは可能でしょうか。また、その際に大画面モニターは貴市から貸出可能でしょうか。	可能です。福岡市でプロジェクター及びスクリーンを用意します。
31	提案競技説明書	P6	9 デモ環境の提供	(4)事前準備について、デモの詳細な手順についての質問は公表後でも可能でしょうか。	デモ環境の審査方法については、別途、WEB説明会（6月6日（金）を予定）を設け、その中で質問も受け付けます。
32	提案競技説明書	P7	1 0 審査、選出方法	見積金額で最低制限価格（各項目ごとを含む）などがありますか。	見積金額に最低制限価格の設定はありません。ただし、公正な競争環境と品質確保の観点から、適切な価格での見積りをお願いします。
33	提案競技説明書	P7	1 0 審査、選出方法	「工事情報共有システム運用・保守業務委託 業者選定委員会」の委員構成を教えてください。	工事に関する技術基準を取りまとめている部署並びに工事発注監督部署の知識や経験が豊富な職員を中心に構成しています。
34	提案競技説明書	P8	1 4 スケジュール	契約相手方候補決定通知から履行開始までの期間（令和7年7月8日～令和7年10月1日）に試行やテストの実施は可能でしょうか。また、契約相手方候補決定から履行開始まで3か月足らずしかありません。福岡市独自機能要件は10/1までの実装が必須となりますか。	履行開始前までに施行（テスト）することは可能です。福岡市独自機能要件に関しても10月1日までに実装が必要です。
35	提案競技参加申請書	別紙1		提案競技参加申請書（別紙1）は、印鑑が必要でしょうか。	不要です。
36	提案競技参加申請書	別紙3		今回（別紙3）委任状による代理人を立てず参加する予定ですが、提案競技参加申請書（別紙1）の事業所名称は、本社の名称及び所在地になりますのでしょうか。	代理人を立てずに参加する場合は、事業所名称は本社の名称及び所在地になります。
37	提案競技参加申請書	別紙6		本確認票において、一つでも適否欄に×がつけば、その時点で本調達への参加は不可となる、という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
38	提案競技参加申請書	別紙6	4 外部サービス利用要件確認 6 運用	外部サービス利用要件確認票（別紙6）については、本業務委託では不要となる、あるいは一部適合等となる項目もあるように見受けられますが、如何でしょうか。例えば、40行目「インシデント管理体制」については外部サービス事業者に対し、福岡市様からの問合せは発生しないと思われま（福岡市さまと外部サービス事業者間には直接の契約関係がないため）。	全ての項目が必要であるという認識です。ただし、不要、一部適合等がある場合は、その理由等をあわせて記入してください。40行目の本市とは、福岡市から業務委託した委託先も含めておりますので、本業務委託先からの問い合わせや対応となります。
39	提案競技参加申請書	別紙8		各提案項目に記載がある【標準案】は備えておくべき要件という認識でよいでしょうか。	ご認識の通りです。
40	提案競技参加申請書	別紙8	1. 見積額	費用を工事受注者が負担するオプション機能は、提案書「1. 見積額」に記載項目が無いことから、今回提案を認めないということでしょうか。	遠隔臨場などのオプション機能はシステム要件や仕様書には含めていないため、オプション機能等は含まず、要件書や仕様書の機能を果たすのに係る費用のみを計上してください。ただし、各社が独自に用意しているオプション機能の提案自体を制限するものではありませんので、優位性のある取組みやサービスがあれば提案書に記載ください。
41	提案競技参加申請書	別紙8	1. 見積額	【条件】4）に「講師料、機材費、会場費上料はシステム利用料に含まず、操作研修費として計上ください。」と記載がありますが、これらの操作研修を通常のASP利用者へ弊社負担でサービス提供を行っている場合、計上なくてもよろしいでしょうか。受注者負担分のシステム利用料に含まれるという意味ではなく、弊社負担で操作研修サービスを提供しているという意味です。	必要な経費については適切に計上ください。
42	提案競技参加申請書	別紙8	1. 見積額	4) システム操作研修費について研修参加者への周知は福岡市・提供者のどちらがしますか。費用が発生する場合は見積りに含めてよいでしょうか。	福岡市で周知（HPへの掲載等）を行います。
43	提案競技参加申請書	別紙8	1. 見積額	社会情勢により大幅な物価高騰などがあった場合、見積額のシステム利用の単価は、委託契約後に変更可能でしょうか。	労務費などの物価変動が軽微である場合は提案いただいたシステム利用料を据え置きとします。ただし、激しい物価変動が生じた場合は、協議のうえで、物価変動分を考慮した利用料を決定いたします。
44	提案競技参加申請書	別紙8	4. 工事情報共有システムの機能	約100種類のASP対象書類と発議・承認対象の約50種類の書類は、運用上どのような違いがある書類なのでしょうか。また、「発議・承認対象の約50種類」は「約100種類のASP対象書類」の内数でしょうか。	約100種類のASP対象書類のうち、約50種類が監督員への提出が必要な書類（発議・承認書）で、約50種類が求められた場合に提示する提示書類となります。約50種類の発議・承認書類は、検査用書類出力及び電子納品用書類出力の対象となる書類です。
45	提案競技参加申請書	別紙8	5. 工事情報共有システムの機能 (LGWAN-ASPにおける無害化対象ファイル)	ファイル無害化の代表的な方法には「ファイルをテキスト化」「別のファイル形式に変換」「ファイル自体を再構築」の3つの方法があるかと存じます。この提案書で記載するのは、職員端末にダウンロードした際、もとのファイル形式で編集可能となるよう「ファイル自体を再構築」できる対象拡張子にチェックを入れてほしいという意図と理解しましたが、認識は合っていますでしょうか。また、仮に「テキスト化」「別のファイル形式に変換」も含む場合、職員の業務効率化を鑑みると「ファイル自体を再構築（サニタイズ）」できる場合は他2方式に比べ加算対象になりますでしょうか。さらに、無害化にかかる操作性や優位性などを提案書「5. 工事情報共有システムの機能 (LGWAN-ASPにおける無害化対象ファイル)」に記載してもよろしいでしょうか。	無害化処理できる拡張子とは、例えばエクセルファイルであれば、LGWANの職員端末でエクセルファイルのままダウンロードでき、編集・利用が可能な状態で扱えるということです。
46	提案競技参加申請書	別紙8	6. 工事情報共有システムへの付随機能とサービス	利用者の利便性向上に係るご提案に係り以下ご教示ください。以下のような情報を貴市からデータ提供されることを前提とした提案を検討しています。提供いただくデータの拡張子や提供方法は問いません。もし、一部項目は提供不可であればそちらを教えてください。 ・発注年度 ・案件名（工事名、業務名） ・工事番号、委託業務番号 ・着工年月日／工期開始日 ・完成年月日／工期終了日 ・請負金額（税込） ・工事受注業者の郵便番号 ・工事受注業者住所 ・工事受注業者の企業名称 ・工事受注業者の担当者氏名 ・工事受注業者のメールアドレス	福岡市のホームページから、案件名等の情報を取得することが可能です。詳細は以下のURLをご確認ください https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/php/fkks1010.php
47	工事情報共有システム要件書	P1	1. 目的	今回の提案競技の対象となる案件には、測量、設計等の業務委託や、営繕の工事や業務委託も含まれるのでしょうか。また、業務委託や営繕案件が今回の提案競技の対象となった場合には、該当案件のASP対象書類はどれになりますか。	対象は福岡市が発注する全ての工事（土木工事、営繕工事、プラント工事等）としており、測量等の業務委託は対象外です。対象書類については、営繕工事、土木工事に関わらず、原則として全ての工事関係書類が対象となります。（契約書類等の一部書類を除く）
48	工事情報共有システム要件書	P1	5. システム利用者	利用者の構成にて想定される最大数は何人でしょうか。	基本的には福岡市側の承認については監督員、総括監督員、課長の3名、工事受注者は現場代理人と監理（主任）技術者の2名を想定しています。ただし、委託監督員を配置している工事については、委託監督員も承認（確認）できるシステムが望ましいと考えています。また、閲覧については、工事関連企業（災害防止協議会等）が参加する場合、人数の増加が見込まれ、最大で約20名を想定しています。
49	工事情報共有システム要件書	P1	5. システム利用者	建築工事にて施工管理ユーザが存在する場合、情報共有システムに登録する必要がありますか。また決裁欄や押印は必要でしょうか。	施工管理ユーザ（委託監督員）を設置している工事については登録が必要です。また、配置している工事については、承認（確認）できるシステムが望ましいと考えています。

No.	対象資料	対象箇所		質問内容	回答
50	工事情報共有システム要件書	P2	6. 機能要件	国土交通省が定める「情報共有システム機能要件 (Rev. 5. 6)」では国土交通省保管管理システムとのオンライン納品機能が含まれますが、貴市運用では本機能は利用しない想定でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
51	工事情報共有システム要件書	P2	6. 機能要件	「国土交通省機能要件」において「任意」とされる機能については必須としないということですが、「任意」とされる機能を満たしている場合、「評価項目及び配点」の「提案書記載項目」⑤工事情報共有システムの付随機能及びサービスの加対象となるのでしょうか？	任意機能については、⑤工事情報共有システムの付随機能及びサービスの項目に記載することは可能です。ただし、加対象となるかどうかは、福岡市における利用の観点でその機能が重要かどうか判断基準となります。
52	工事情報共有システム要件書	P2	6. 1 発議書類作成機能	「発議書類は、書類作成時に書類管理フォルダまたは書類名を指定することで、所定のフォルダへ分類・管理できる仕組みとする」という記述は必須要件であり、指定フォルダの探索時間の軽減や誤指定防止のための仕組みを導入することが望ましい」という記述は任意要件である、という認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
53	工事情報共有システム要件書	P2	6. 1 発議書類作成機能	必須の帳票様式は、参考資料 1 に示されている「工事打合せ簿」のみであるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし、「工事打合せ簿」様式-9に誤りがあり、別添のとおり修正します。
54	工事情報共有システム要件書	P2	6. 1 発議書類作成機能	書類の書き方やフォルダ構成が、公募によるベンダー決定後、または契約に基づく運用期間中に、共通仕様書やガイドラインの変更によって改定された場合、その変更への対応およびそれに伴う費用負担はどのようになりますでしょうか。	フォルダ構成におけるフォルダの追加・変更や書類名称の変更等の軽微なものについては業務の範囲内として対応していただきます。ただし、大幅なシステム変更が必要な場合は、福岡市での費用負担も検討します。
55	工事情報共有システム要件書	P2	6. 2 書類管理機能	所定の書類分類フォルダへ格納する書類の種類は、システム要件書の表2「フォルダ構成」で示されている「主な書類」で25の書類名に完全に収まるのでしょうか。それとも収まらない書類が存在していて発議者である受注者の任意で分類するものがあるのでしょうか。その場合、分類フォルダの第2階層の「その他」フォルダに分類するようにすればよろしいでしょうか。	表2「フォルダ構成」の書類名は主な書類のみ記載しております。フォルダ構成については今後変更する可能性があり、契約相手方候補決定通知（7月8日）と合わせ、正式な対象書類一覧とフォルダ構成を共有いたします。なお、一覧にない任意の書類の取扱いについても、通知いたします。
56	工事情報共有システム要件書	P2	6. 2 書類管理機能	貴市のフォルダ構成で出力するので、国土交通省が定める電子納品要領に基づいてデータを入力する必要があるという理解でよろしいでしょうか？フォルダに書類（図面などを含む）が分類されていれば問題ないでしょうか。	ご認識の通りです。
57	工事情報共有システム要件書	P2	6. 2 書類管理機能	福岡市の工事関係書類のうちASP対象の書類はどれでしょうか？	対象書類については、営繕工事、土木工事に限らず、原則として全ての工事関係書類が対象となります。（契約書類等の一部書類を除く） 契約相手方候補決定通知（7月8日）と合わせ、正式な対象書類一覧とフォルダ構成を共有いたします。
58	工事情報共有システム要件書	P2	6. 2 書類管理機能 表 2 フォルダ構成	表 2 フォルダ構成のフォルダ構成を作成する際に、地質調査、測量などの資料は、【工事完成—その他】に含めることでよろしいでしょうか。	地質調査や測量については、現時点では「その他」のフォルダに分類することを想定しています。フォルダ構成については今後変更する可能性があり、契約相手方候補決定通知（7月8日）と合わせ、正式な対象書類一覧とフォルダ構成を共有いたします。
59	工事情報共有システム要件書	P3	6. 3 検査用書類出力機能	「一括でファイル出力できるものとする。」とありますが、圧縮形式に指定はありますでしょうか。（zip、lzh等） また、出力する際のフォルダ名について、示されたフォルダ名と一字一句同じフォルダ名で出力する必要がありますか。 当社のシステムではお客様に分かりやすいように分類番号を振ってありますが、この例のようにしてもよろしいでしょうか。 例（00-施工計画書）	圧縮形式については、互換性を考慮して、zip形式を想定しております。 フォルダ名については、分類番号等を追加するなど、分かりやすさを向上させるための変更は可能です。
60	工事情報共有システム要件書	P3	8. 1 機能要件	福岡市全体での工事発注件数を教えてください。 情報共有システム対象となし課負金額（目安）を教えてください。	令和6年度は福岡市全体で約2,500件でした。 今回の公募で想定している件数は設計金額が1億円以上の工事です。なお、実際の運用では、受注者が希望する場合、情報共有システムの利用する予定です。
61	工事情報共有システム要件書	P3	8. 1 機能要件	1回の打合せ簿に添付するファイル容量とファイル数は最大どの程度でしょうか。	1回の打合せ簿に添付するファイル容量については、最大500MB、ファイル数は最大15ファイルを想定しています。ただし、15ファイルに対応できない場合は、添付資料をまとめる等の運用ルールを策定する予定です。
62	工事情報共有システム要件書	P4	8. 2 データ移行支援	「受発注者がデータ移行する場合、支援すること」とありますが、データ移行する場合とは本業務委託契約の履行期間の終了に伴うデータ移行支援という受け止めでよろしいでしょうか。 また、この場合、国交省の機能要件上、1工事件終了ごとに保存データは削除することになっており、履行期間終了後にすべての工事件の利用期間を待ってデータ移行が発生しないようにしてもよろしいでしょうか。	履行期間終了ではなく、受注者（ASPベンダー）側の事由によるサービス中止や、サービスが要件を満たさないための契約打ち切りを想定したものです。いずれの場合も、保存データの抽出・移行への協力と必要な技術情報の提供をお願いします。費用は受注者負担となります。
63	工事情報共有システム要件書	P4	8. 2 データ移行支援	データ移行支援、データ移行の仕様及びインターフェイスを公開となっていますが、どのようなデータ及びインターフェイスを想定していますか。その際の費用負担はどうなりますか。	
64	工事情報共有システム要件書	P4	8. 2 データ移行支援	今回の提案競技では、選出される事業者は1者のみと認識しております。つきましては、工事情報共有システム要件書【8.2 データ移行支援】は、中途の契約解除や契約更新中止を想定したものののでしょうか。もしそうである場合、各事業者のサービスには共通のフォーマットやインターフェースが存在せず、データ種類も発議管理、掲示板、スケジュール、ファイル管理等多岐にわたるため、移行を前提としたデータ出力は非常に困難であると考えられます。 例えば、発議管理に登録されたデータを一括ダウンロードする機能を基本とした移行支援といった、局所的な対応で問題ないのでしょうか。	
65	工事情報共有システム要件書	P4	8. 2 データ移行支援	「受発注者が別のサービス提供者のシステムへ移行する場合」という記載につきまして、本業務の履行期間中（最大 令和 7 年度から 5 年間（令和 11 年度まで））は移行支援作業が発生しないという認識でよろしいでしょうか。	サービス中止や契約打ち切りを想定したものであるため、業務履行中は発生しない認識です。
66	工事情報共有システム要件書	P4	9. 1 S L A（サービス品質保証）	定期メンテナンス等システムの安定稼働に必要なシステム停止時間について、障害時のシステム停止時間（＝復旧時間）も含まれますでしょうか。 また、稼働率99.9%以上等のベンチマークがあれば教えて頂きたいです。	定期メンテナンス等の計画的なシステム停止時間は福岡市と協議により設定可能ですが、予期せぬ障害発生時の復旧時間はシステム稼働時間に含めることはできません。具体的な稼働率のベンチマークは設けておりませんが、24時間365日のサービス提供を基本とし、障害時の迅速な対応をお願いします。
67	工事情報共有システム要件書	P4	9. 1 S L A（サービス品質保証）	「9.1 SLA（サービス品質保証）」と記載があります。弊社の場合、SL0（サービスレベル目標）として定めていますが、問題ないでしょうか。	問題ありません。ただし、24時間365日のサービス提供と障害対応の基本要件は満たしてください。
68	工事情報共有システム要件書	P4	9. 1 S L A（サービス品質保証）	定期メンテナンスはおおよその頻度を事前に協議し、緊急メンテナンスがあれば、事前の調整は難しいので、HPなどで顧客にお伝えする方法があれば問題ないでしょうか。	緊急メンテナンスが必要な場合は、HP等での利用者への告知と合わせ、福岡市への速やかな連絡をお願いします。
69	工事情報共有システム要件書	P5	工事打合せ簿	工事打合せ簿の発議日や処理日について、情報共有システム画面上での表示および出力された帳票（PDFファイル）の年月日の表示は「西暦」でよろしいでしょうか。	帳票の表示は西暦を標準案とします。ただし、福岡市工事様式は和暦表示を基本としており、和暦で表示できるなど独自サービスについては、提案書の⑤工事情報共有システムの付随機能及びサービスにおいて提案いただくことは可能です。
70	工事情報共有システム要件書	P5	工事打合せ簿	押印欄（印欄）において、工事の監督員の配置や業務などにより、使用しない押印欄がある場合は、その押印欄は空欄のままでもよろしいでしょうか。	標準案として、使用しない押印欄は空白のままとします。ただし、必要に応じて、使用しない押印欄を削除する、もしくは斜線を引くことなどの追加機能については、操作性向上の観点より提案書の⑤工事情報共有システムの付随機能及びサービスにおいて提案いただくことは可能です。
71	工事情報共有システム要件書	P5	工事打合せ簿	出力された帳票（PDFファイル）押印欄（印欄）において、電子記載であるため、出力帳票で表現される印鑑の模なものは実際の判子と朱肉を用いた印鑑と違い、本人認証や正当性の担保に用いることはできません（法的根拠や証拠能力がない）が、押印欄（印欄）が有る運用を望まれていますでしょうか。	福岡市では検査担当部署において、情報共有システムは利用せずにDVDでデータを共有する運用を想定しています。そのため、出力された帳票（PDFファイル）の電子印の有無で、承認済みかどうかを判断することになりますので、押印欄は必要です。
72	工事情報共有システム要件書	P5	工事打合せ簿	市HPの土木工事施工管理の手引き（土木工事関係書類様式）掲載の「工事打合せ簿」様式-9と工事情報共有システム要件書最終ページ掲載の参考資料1の「工事打合せ簿」について「件名」欄の有無で違います。10月より要件書にある様式に改訂されるということでしょうか。	「工事打合せ簿」様式-9に誤りがありました。「件名」欄は無しで、従来の打合せ簿と同じ様式とします。別添のとおり修正します。
73	委託仕様書			令和7年度の工事情報共有システムご利用対象工事はどの様に予定されていますでしょうか。 （例：令和7年10月1日以降の発注工事、令和7年10月1日以降公告の工事等）	令和7年10月1日以降に起工する工事から対象とする予定です。
74	委託仕様書	P1	2. 履行期間	履行期間は令和7年10月1日～令和8年3月31日となっておりますが、令和7年10月1日までにご提案する工事情報共有システムの準備をし、最速で令和7年10月1日から利用されるという認識でよろしいでしょうか。その場合、令和7年10月1日までに準備が可能な範囲でのご提案を行うという認識でよろしいでしょうか。もしくは履行期間中に整備・実装可能な機能についても提案書に記載してよろしいでしょうか。	令和7年10月1日から利用できることが前提です。ただし、令和7年10月1日に間に合わない付随機能については提案書の⑤工事情報共有システムの付随機能及びサービスの項目に記載可能です。その場合は、実装時期（予定）も併せて記載ください。

No.	対象資料	対象箇所		質問内容	回答
75	委託仕様書	PI	5. サービス要件	説明会の報告書、障害対応一覧表及び報告書に書式はありますか？ また、操作説明会の報告書に「改善案を含む」と記載されていますが、同案の実現に費用が発生する場合は負担していただけますか。 また、提出期限はありますか。	報告書等は指定の様式・書式を設けていません。 改善案は発注仕様書の範囲での改善（追加経費が発生しない）を基本として作成ください。ただし、どうしても追加経費が必要で、その効果が見込まれる場合には費用負担も検討します。 報告書は操作説明会後速やかに提出ください。
76	委託仕様書	PI	5. サービス要件	情報共有システムを運用していくなかで貴市からの機能改善等の要望が出て、要望に基づきシステム改良する場合は貴市に費用負担してもらえるのでしょうか。	フォルダ構成におけるフォルダの追加・変更や書類名称の変更等の軽微なものについては業務の範囲内として対応していただきます。ただし、大幅なシステム変更が必要な場合は、福岡市での費用負担も検討します。
77	委託仕様書	PI	5. サービス要件	サービス要件として、計8回の操作説明会の実施を開催することとなっていますが、会場の提供は貴市の施設で行うことは可能でしょうか？その場合の費用はどうなるでしょうか。	福岡市が所管する施設で開催することはできません。委託仕様書の「5. サービス要件」に記載の通り、会場や機器（PC等）の手配は業務委託の中に含まれており、受注者負担となります。
78	委託仕様書	PI	5. サービス要件	(4) ③受注者用機器は受講者1人1台PCが必要という認識で間違いないでしょうか。	ご認識の通りです。
79	委託仕様書	PI	5. サービス要件	操作説明会のアンケート結果をまとめた「報告書（改善案を含む）」となっていますが、書式などはありますか。	報告書等は指定の様式・書式を設けていません。
80	委託仕様書	PI	7. 成果品	成果品提出は年度末ごとでしょうか。	操作説明会報告書は説明会終了後、すみやかに提出ください。 その他については、年度末に提出してください。
81	その他	—		LGMAN-ASPでの提供が必須となるため、提案時点でLGMAN-ASPとしての提供実績がある、もしくは地方公共団体情報システム機構（J-LIS）のサービスリストに登録があることが条件である理解でよろしいでしょうか。 LGMAN-ASPとして提供するためにはJ-LISの審査が必要である認識です。 そのため、現時点で上記どちらかを満たしていない場合、本業務の履行開始までにJ-LISの審査を経てLGMAN-ASPとして提供できる保証にならないと考えます。	10月1日の履行時点で、サービスを提供できることを条件としております。
82	その他	—		貴市発注工事での実績提示にあたり、当該実績が虚偽のものでないことを示す書類（サービス提供事業者と工事受注者との契約書類や工事発注機関との覚書等）を提示する必要がある、という理解でよろしいでしょうか。	根拠書類として、利用開始年度と工事件名を記載したリストを求めます。提案書の枚数（20ページ）に含めず、別紙として提出ください。様式は問いません。